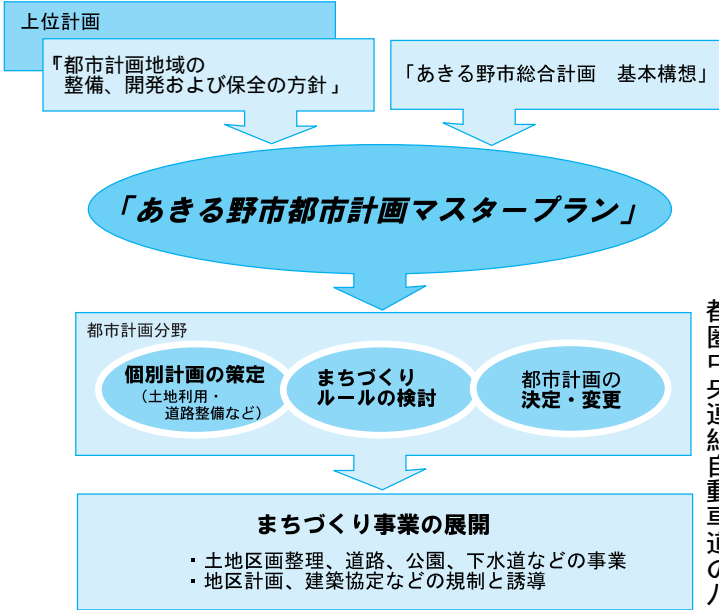


都市計画マスタープランの位置づけ



# 「あきる野市 都市計画マスタープラン」を改定します

**改定する理由**

「あきる野市都市計画マスタープラン」は、平成12年10月に策定され、平成22年を中期の目標年次、平成32年を長期の目標年次として、市民と企業の協力のもとにまちづくりを進めてきました。計画策定後10年が経過するなか、少子高齢化や情報化の進展、環境問題の顕在化など社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、平成19年に首都圏中央連絡自動車道の八

**都市計画**

都市計画マスタープランとは、総合計画(基本構想)に基づき、都市計画分野での施策の方針として、市域全体の課題に対応した具体的なまちづくりの方針を定めるものです。都市整備に関する現況の把握と課題の整理を行い、まちづくりの理念やまちの将来像を設定しています。

主な変更内容

■将来フレーム(目標人口)

- 平成27年：82,000人
- 平成32年：83,000人



王子ジャンクションから鶴ヶ島ジャンクションの区間が開通し、平成25年度には全線開通(平成22年度9月時点)が予定されていることから、更なる広域的な交通利便性の向上や新たな都市機能の集積が見込まれるなど、都市としての発展が期待されます。さらに、市では、昨年3月に「郷土の恵みの森構想」を策定し、「環境都市あきる野」の実現に向けた新たなまちづくりを始めています。

このような背景を踏まえ、中期の目標年次である平成22年までに位置づけられた施策を検証するとともに、今後の社会経済情勢などの変化に対応した新たな将来フレームを設定し、今後10年間の後期計画として改定するものです。

郷土の恵みの森構想地区  
・秩父多摩甲斐国立公園を含む山地や秋川丘陵・草花丘陵などの丘陵地は、「郷土の恵みの森構想」に基づき、保全と活用を図ります。

旧秋川高校周辺地区(豊原地区から武蔵引田駅周辺地区)  
・高い交通利便性を活かし、雇用の創出、地域経済の拡大や流入人口の誘導などに向け、新たな企業の誘致と、既存の企業の育成を図る拠点として整備を進めます。

草花(宇南小宮)地区  
・市営住宅の効率的かつ効果的な更新を図るため、老朽化した木造市営住宅の統合により、新たに市営住宅の建築を進めます。

都市計画マスタープランの構成

**現況と課題**

第I章 あきる野市の現況と課題

1. 現況と地域特性の把握
2. 都市整備の課題

**全体構想**

第II章 まちの将来像とフレーム

1. まちの将来像の設定
2. 将来フレーム
3. 将来都市構成

第III章 全体まちづくり方針

1. 土地利用の基本方針
2. 交通体系整備の基本方針
3. 公園緑地整備の基本方針
4. 供給処理施設整備の基本方針
5. 河川整備の基本方針
6. まちの景観づくりの基本方針
7. 防災まちづくりの基本方針
8. 福祉のまちづくりの基本方針
9. 住宅整備の基本方針
10. 産業のまちづくりの基本方針

**地域別構想**

第IV章 地域別まちづくり方針

1. 地域別まちづくり方針の考え方
2. 地域別まちづくり方針

**実現化方策**

第V章 実現化に向けて

1. 段階的なまちづくり施策の展開
2. 「都市計画マスタープラン」の推進に向けて

あきる野市の現況を整理し、今後の整備方針を検討するに当たっての課題を示します。

平成32年を目標として、あきる野市のまちづくりの理念とまちの将来像を示します。

まちの将来像の実現に向けて、分野別にまちづくりの基本方針を示します。

市域を6つの地域に分け、それぞれの地域の特性にあわせた将来像を設定し、詳細なまちづくり方針を示します。

まちづくりの実施に向けておおむねの事業時期や、規制誘導などの都市計画制度の活用方策、まちづくりの推進体制と具体的手法を示します。

**都市計画**

マスタープランの構成

「あきる野市都市計画マスタープラン」は、市域全体の土地利用や交通などの分野別の整備方針を示す「全体構想」と、市域を6つの地域に分けてそれぞれの整備方針を示す「地域別構想」、そしてこれらの方針を実現するための「実現化方策」を定めるものです。

あきる野市都市計画マスタープラン(案)に対する意見を募集します

市では、都市計画マスタープラン(案)に対する意見を募集します

「プラン」の改定に関する協議を進めてきました。このたび、「あきる野市都市計画マスタープラン(案)」がまとまりましたので、意見を募集します。

都市計画マスタープラン(案)の閲覧場所 市ホームページ、情報公開コーナー(市役所4階)、都市計画課(市役所3階)、五日市出張所、中央公民館、市内各図書館

意見の提出方法など

提出方法：2月7日(月)までに、A4用紙などに意見と住所、氏名、電話番号(法人などの団体の場合は、所在地と団体名、代表者の氏名と電話番号)を記入し、提出してください。

直接提出、ファックス、電子メールで受け付けます。

電話や窓口での口頭の意見は受け付けません。個別には回答しません。その他：提出されたご意見は、概要などを公表します。

提出・問合せ 都市計画課  
計画係 (〒197-0814 二宮3500) ☎558-1176、☒koho001@city.akiruno.tokyo.jp